

10月1日は「浄化槽の日」

# 日ごろの点検・清掃を大切に

10月1日は、「浄化槽の日」です。浄化槽の維持管理を適切に行わないと、悪臭などで周囲に迷惑を掛けるだけでなく、川や沼の水質悪化を招く原因にもなります。

また、浄化槽の機能を最大限に發揮させるためにも、日ごろの維持管理が大切です。浄化槽を使用している人は、次のことを定期的に行うことが法令で義務付けられています。

- 保守点検：年3・4回
  - 清掃：年1回以上(全ばつ気方式は年2回以上)
  - 法定検査(水質検査)：年1回
- 維持管理や浄化槽の設置に補助金が**

## 維持管理費補助金

市では、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)に年間要した費用の2分の1相当額(上表①)を助成しています。維持管理費補助金の申請時期は、保守点検および清掃の契約期間の終わりの日が属する年度内(ただし、終わりの日が3月31日のときは翌年度です)。

## 設置費補助金

合併処理浄化槽を設置する人に

合併処理浄化槽の補助金				
①維持管理費補助金		②設置費補助金		
人槽区分	限度額	人槽区分	合併処理浄化槽	高度処理型浄化槽
5人槽	18,000円	5人槽	354,000円	444,000円
6人槽	21,000円	6・7人槽	411,000円	486,000円
7人槽	24,000円	8~10人槽	519,000円	576,000円
8人槽	27,000円	11~20人槽	981,000円	1,092,000円
10人槽	33,000円	21~30人槽	1,668,000円	1,860,000円
11~50人槽	33,000円	31~50人槽	2,238,000円	2,496,000円

も、その設置費用の一部を(上表②)を補助しています。

なお、単独処理浄化槽を使っている人が、合併処理浄化槽に転換するときは、通常の設置補助に18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えを除く)を、浄化槽の設置に伴い、トイレを水洗化した場合には水洗便所補助金(3万円を限度)を支給します。

また、印旛沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部(上表②)を補助しています。

※騒音地域については、維持管理費および設置補助金ともに特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

## 建築物実態調査

### 住宅・建築行政の基礎資料のために

国土交通省では、都道府県および市区町村の協力のもと、最近の建築物および住宅の建築状況などを調査し、住宅・建築行政などの基礎資料を得ることを目的として、



皆様のご協力を

毎年「建築物実態調査」を実施しています。

ことしは10月1日(日)~21日(土)の期間に美郷台2丁目・本三里塚・玉造6丁目の各地区の一部に調査員が訪問して質問形式により実施します。

調査内容については、統計に関すること以外には使用しません。皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくは建築指導課(☎20-1564)へ。

## 違反建築防止週間

### 完了検査を受けていますか

10月11日(水)~17日(火)は、「違反建築防止週間」です。わたしたち

が安心して暮らすためには、建築物が安全であることがとても大切です。

建築基準法は、生命・健康・財産を保護するため、地震や火災などに対する安全性に関する基準を定めています。この基準は、建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

この違反建築防止週間をきっかけに、皆さんの所有する建築物が法令に適合しているかどうか、建築士と相談するなど、点検を心掛きましょう。

なお、この期間中に「一斉公開建築パトロール」が実施されます。

※くわしくは建築指導課(☎20-1564)へ。

## 成田ふるさとまつり2006「写真展」

期間=10月1日(日)~12日(木)・24日(火)~30日(月)  
会場=中央公民館1階ロビー

※くわしくはニュータウン自治会連合会・榊さん(☎090-7282-4592)へ。

安全で安心なまちづくり旬間

犯罪の未然防止に  
心掛けましょう



10月11日(水)～20日(金)は、「千葉県安全で安心なまちづくり旬間」です。

- 隣近所でお互いに協力しあい、空き巣などの侵入盗や乗り物盗などの未然防止に心掛けましょう。
- オートバイや自転車などの盗難防止のため、鍵掛け、防犯登録をしましょう
- 侵入などの犯罪を防止するため、出掛けるときは必ず鍵を掛けましょう
- 車上狙いが増加しています。車内には貴重品を置かないようしましょう

※くわしくは交通防犯課(☎20-15227)へ。

千葉県最低賃金

10月1日から  
改正されます

10月1日から千葉県内の事業所で働くすべての労働者(パート・アルバイトなどを含む)と、その使用者に適用される地域別最低賃金「千葉県最低賃金」が時間額687円(従来は682円)に改正されました。

この最低賃金額には、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当などは含まれません。

※くわしくは千葉労働局労働基準部賃金室(☎043-2221-2328)へ。

10月は労働保険適用促進月間

事業主の皆さんは  
忘れずに加入手続きを

事業主(農林水産業の使用労働者5人未満の個人事業を除く)は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

労働保険は、働く人が労働災害を被ったり失業したりしたときに、所定の保険給付を行う制度です。パートタイム労働者・派遣労働者についても一定の要件により加入者になります。

まだ手続きをしていない事業主は、早急に加入手続きをしてください。

※くわしくは千葉労働局労働保険徴収課(☎043-2221-4317)または成田労働基準監督署(☎22-5666)へ。

都市計画案

市役所と県庁で  
縦覧します

● 期間 10月3日(火)～17日(火)  
(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後5時

● 場所 市都市計画課(市役所5階)、県都市計画課(県庁7階) 県決定案件のみ

● 内容 ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(県決定)、②区域区分の変更(県決定)、③都市再開発の方針の変更(県決定)、④用途地域の変更(市決定)、⑤高度地区の変更(市決定)、⑥道路の変更(県決定・市決定)、⑦地区計画の決定(市決定)

● 意見書の提出 ①この案について意見のある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができ

ます(郵送の場合は提出期間の最終日の消印のあるものまで有効)

※くわしくは市都市計画課(☎20-1560)または県都市計画課(☎043-223-3376)へ。

不法投棄の防止

土地の所有者は  
適正に管理を

道路や個人の土地に家電製品や家庭ごみ、建築廃材などを捨てる不法投棄が後を絶ちません。

市では、不法投棄監視員や職員によるパトロール、さらに監視カメラの設置や警備会社による夜間パトロールを行い、不法投棄の防止に努めています。



監視カメラも設置しています

不法投棄を防止するには、常日ごろから不審車両、不審者に注意を払うなど地域の皆さんの目によって監視すること、そして土地所有者の皆さんが草を刈ったり、空き地に柵を設けたりするなど適正な管理をすることも大切です。

不法投棄を発見したら環境対策課へ連絡をお願いします。

※くわしくは同課(☎20-1532)へ。

農業者年金特例脱退一時金

請求期限は

11月31日まで

平成14年1月1日時点で、旧農業者年金制度の保険料納付済期間とカラ期間、および65歳までの期間を合計して20年を満たす人は、特例脱退一時金の対象となります。

特例脱退一時金は、納付済総額の8割程度となっていて、請求期限は平成18年12月31日までです。

この期間を過ぎた場合には、受給要件を満たした時点(老齢年金の場合は65歳)で、年金の請求を行うこととなります。

特例脱退一時金の請求は、市農業委員会または農協で受け付けます。なお、年末は休みになりますので、できるだけ12月上旬までに手続きするようお願いいたします。

※くわしくは市農業委員会事務局(☎20-1573)、またはJA成田市(☎22-6715)、同かとり大栄支店(☎73-4411)、同かとり下総支店(☎96-0006)へ。

**住民票などの証明書類**

**電話予約で**

**土・日曜日に受け取れます**

平日、市役所に来られない人は、あらかじめ電話予約をすることで、土・日曜日に市役所の守衛室と中央公民館で住民票や納税証明などの証明書を受け取ることができます。

電話で各担当課に交付の予約をしてください。受け取りに来る人・場所・時間などをうかがいます。

- **受付日時** 月～金曜日(祝日、年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時(金曜日は午後3時まで、金曜日が祝日のときは、木曜日の午後3時まで)
- **交付日時** 土・日曜日 午前8時30分～午後5時
- **交付場所** 市役所地下1階守衛室、中央公民館
- **交付できる書類**
  - 住民票、住所証明…市民課(☎20・1525)
  - 納税証明、課税証明、所得証明、非課税証明、所得等証明(児童手当用・扶養手当用・奨学生用)、法人住所証明など…税務課(☎20・1513)



本当に必要とする人のために

**救急車の利用**

**救急出動が増加しています**

市消防本部管内の救急出動件数は年々増加しています。出動件数がこのまま増え続けるとどうなるでしょうか。

救急車を必要とする人のところへ遠くの救急車が出動することになり、到着が遅れることで、救える命が救えなくなる恐れがあります。緊急性が無く、自分で病院に行

○ 評価証明、資産証明、公課証明、記載事項証明…資産税課(☎20・1514)

※ 交付を受けるときは、本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)をお持ちください。くわしくは各担当課へ。

**水道料金**

**支払いは期限内に**

水道事業は、皆さんの水道料金で運営されています。水道料金が納期内に納められなかった場合、督促状や給水停止予告書を送付しています。それでも納入されない場合は、給水を停止する場合もありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替をお勧めします。**漏水にご注意を**  
使用水量が極端に多いと思ったら、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても、水道メーターの星型パイロットメーターや1ℓ針が動いていたら、早急に

ける場合には、救急車以外の公共交通機関などを利用してください。病状や、事故の状況から、急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思ったときには、迷わず119番通報をしてください。救急車を本当に必要なとする人のために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※ くわしくは市消防本部警防課(☎20・1592)へ。

**10月は土地月間**

**不動産鑑定士による無料相談会**

- **日時** 10月10日(火) 午前10時～午後4時
- **会場** 市役所2階201会議室
- **※くわしくは(社)県不動産鑑定士協会(☎043-222-5795)へ。**

**行政相談強調週間に**

**市民なんでも無料相談**

- **日時** 10月16日(月) 午前10時～午後3時
- **会場** 市役所2階相談室・201会議室
- **相談内容** 行政に関する苦情や意見、家庭内の問題、関係関係、人権問題など
- **相談員** 行政相談委員、人権擁護委員、市民生活相談員

※ くわしくは市民支援課市民相談室(☎20・1507)へ。

市指定給水装置工事業者に連絡して修繕してください。

※ くわしくは市水道部業務課(☎22-0269)へ。

**10月の水道水の排水作業日程**

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万々に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
10月2日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台)地区	午後11時
10月3日(火)	並木町(沢山・日本松)、不動ヶ岡地区	翌午前5時
10月4日(水)	飯田町、飯仲地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

